

ふれあいファミリアミーティング（三増区）意見・提案一覧

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
1	<b>土地管理指導について</b> 新宿、高峰小学校前の旧原商店の跡地が雑草で荒れている。 県道に面していることもあり、地権者に対して指導等をしていただければと思います。	環境課	7月17日付けで土地所有者に対し、除草等の適正管理を依頼する通知を送付しましたが、改善されていない状況であったため、11月11日付けであらためて対応していただくよう、再度通知いたしました。
2	<b>有害鳥獣対策について</b> 最近、三増地区の農地に猪・鹿・アナグマ・ハクビシン・猫・カラス等が頻繁に出没している。 私共の温室では足跡は見られるが、今のところ実害は無い。 しかし、周辺では家庭菜園・野菜農家を問わず甚大な危害が発生しており耕作者は苦慮している。 現在、役所の対応は、被害の把握・花火等による追い払い、電気柵の設置、くくり罠による捕獲などで消極的である。 今後は、より積極的に銃器等による殺処分も選択肢として対応すべきではないかと考える。自分なりの対策も考えている。 私は、この「有害鳥獣対策」を早期に取らないと優良農地が荒廃地となり、三増地区の生活環境の悪化につながると憂慮している。	農政課	有害鳥獣による農作物被害は、農業従事者の生産意欲の減退や耕作放棄地の発生要因になる可能性があるとともに、出没エリアの拡大は、生活被害にもつながるなど、地域の生活環境を守る上でも、喫緊の課題であるものと認識しています。 シカ、イノシシなどの大型獣の対策としては、有害鳥獣対策実施隊による継続的な捕獲活動の実施による捕獲はもとより、獣に対して、人里に近寄らないよう、猟犬を用いた「捕獲圧」を推進することで、被害の軽減に努めているところですが、銃器での殺処分については、人里が近いことなど、銃器の使用制限があるため行っていません。 なお、ハクビシンなどの小型獣については、本年度から箱わな購入費の一部補助を行っておりますほか、箱わなを貸し出し捕獲等を促進するなど被害の抑制に努めており、こうした取組みについては、今後も継続して実施してまいります。
3	<b>町道、待合原・下ノ原216号沿い、高峰保育園、忠霊塔下の交差点付近の枯れ木と枯れ枝について</b> 町道、待合原・下ノ原216号沿い、高峰保育園、忠霊塔下の交差点付近に枯れ木と枯れ枝があります。 台風シーズンを迎え、折れたり、飛ばされたり、電線の切断等が生じる恐れがあります。 小学生の通学路にもなっています。事故を未然に防ぐためにも伐採等の対応を早急をお願いいたします。（2018年にも同様の内容で提出）	道路課	11月11日に現地を確認したところ、一部町有地の枯れ枝もあったことから、11月14日に剪定を行ったほか、民有地の樹木については、所有者に対し、剪定や伐採等を行い適正に管理していただくよう要請しました。（11月15日通知）
4	<b>ファミリアミーティングの開催方式について</b> いつまで書面での開催なのかな？ コロナは、5類になり社会はコロナ前に戻ろうと努力し、色々な行事も戻ってきている。 行政だけが！！こんなこと言っても無駄かな 三増未来あるの。	政策秘書課	現在、ファミリアミーティングの実施を希望される場合には、各行政区の判断で書面または対面いずれかの実施を選択していただいております。本年度については、対面が3行政区、書面が13行政区となっています。
5	<b>1. 馬込公園及び周辺樹木を選定して欲しい。</b> 野生動物の巣、ハチの巣があり、付近で生活している方の迷惑となっている。 <b>2. 馬込公園の水道施設を修理して欲しい。</b> 数年前から断水の状態が続いており、公園を利用する方からの要望である。 <b>3. 三増周辺のお茶畑について</b> 最近、経営者の変更があり雑草が繁茂し、隣接する農家より迷惑している事例を聞く、早急な対応をお願いしたい。	<b>1. 都市施設課</b> <b>2. 都市施設課</b> <b>3. 農業委員会事務局</b>	1. 馬込公園内の樹木剪定につきましては、できるだけ早い時期に上段の桜2本を剪定いたします。 2. 馬込公園の水道施設は、上段と下段にそれぞれ1箇所あり、上段の水道施設は、漏水のため使用中止としていますが、今後、専門業者による漏水調査を実施し、修繕可能か検討してまいります。ご不便をお掛けしますが、当面の間は下段の水道をご利用ください。 3. 雑草が繁茂している状況は町でも把握し、指導を行ったところ、農地利用者からは、農地の外側に防草シートを張って隣接地に雑草が越境しないようにするとのことで、12月にはすべての農地の処置が完了するとの回答を得ております。なお、農地パトロール等を行い状況を確認しておりますが、お気づきの個所がありましたら、お知らせください。

ふれあいファミリアミーティング（三増区）意見・提案一覧

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
6	<b>回転寿司誘致について</b> 愛川町に1件くらい「回転寿司」を誘致していただければ…	商工観光課	特定の業種を誘致することは、公平性の観点から難しいものと考えておりますが、起業や出店等の相談があった際は、愛甲商工会と連携して、開業を支援してまいりたいと考えております。
7	<b>セブンイレブン誘致について</b> 三増にセブンイレブンのような店ができないでしょうか。	商工観光課	特定の業種を誘致することは、公平性の観点から難しいものと考えておりますが、起業や出店等の相談があった際は愛甲商工会と連携して、開業を支援してまいりたいと考えております。
8	<b>町道の整備について</b> 町道、県道沿いの整備をお願いします。 (草や木が道にかぶっている箇所が多くみられますので。)	道路課	定期的に行っている道路パトロールなどで交通の支障となっている草や木を発見した際には、町有地の場合であれば、町で処理をしておりますほか、民有地の場合には土地所有者に適切な管理をしていただくよう要請しておりますが、お気づきの箇所がありましたらお知らせください。 また、県道につきましては、適切な維持管理を道路管理者の厚木土木事務所へ要請します。
9	<b>美化プラント入り口の一時停止ラインについて</b> 美化プラント入口の一時停止ラインが薄くなっています。 一時停止しない方が多い上に危険なので塗りなおしをお願いします。	住民協働課	当該箇所については、昨年度、県公安委員会に補修要望を出しておりますが、引き続き、補修について要望してまいります。
10	<b>民家の生垣管理指導について</b> 中原町内会志田地区の東名厚木カントリークラブ入口角の民家生垣が町道にはみ出していることにより、見通しが悪く道路利用者の通行の妨げとなっております。 本件は、令和3年度の「ふれあいファミリアミーティング」にて要望させていただいており、町回答では、「所有者に対し早期に解消するよう通知や定期的な訪問により指導を継続してまいります。」とありましたが、町指導以降、垣根の剪定等は実施されているものの根本的な改善には至っておりません。 つきましては、再度現況を確認していただき、通行の安全確保（事故未然防止）のため、早急に改善されるよう対応をお願い致します。	道路課	11月8日に現地を確認し町道への越境が認められたため、土地所有者に対して適切な管理をしていただくよう要請したところ、近日中に剪定を行うとのことでありましたので、今後、状況を注視してまいります。
11	<b>三増990番地の町道補修について</b> 三増990番地の町道が沢の水により浸食され、道路が崩落しています。補修をお願いいたします。	道路課	路肩の雨水対策や応急的な路肩整備について、現在、土のうの上に鉄板を敷いて対応しておりますが、整備に必要な用地確保が困難となっておりますので、現在、修復方法について検討している状況です。
12	<b>三増児童館の食材備蓄について</b> 三増児童館は、町の指定緊急避難場所として位置付けられていることから、児童館にも非常用食料の備蓄をお願いしたい。	危機管理室	区の非常用食料につきましては、自主防災活動敷材整備費補助金等を活用して準備していただくか、避難者数に合わせて町災害対策本部に支援要請していただくこととしております。
13	<b>農地の管理指導について</b> 養鶏場から角田地区へ向かう峰の原の道の途中、畑から草が道路に大きくはみ出して危険です。 子どもが遊びに出かける際にも道路にはみ出て歩かないといけないので管理をしっかりして欲しいです。	農業委員会事務局	道路への雑草の越境につきましては、農地パトロールや通報などにより、確認でき次第、地権者へ指導を行っております。 当該箇所については、11月7日に現地確認したところ、道路への越境を確認したため、11月8日付で対象地権者に対応するよう通知を送付しました。なお、雑草の越境がありましたら、早急に指導を行いますので農業委員会までご連絡ください。

ふれあいファミリアミーティング（三増区）意見・提案一覧

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
14	<p><b>交通安全対策とガードポールの設置について</b></p> <p>県道65号線をスピードを出して走る車が多いので通学路の危険な所にはガードポールなど設置して欲しいです。</p> <p>ハイテク団地入口より高峰小までの間は歩道が狭くなるので車が歩行者に注意しながら走行するような工夫をお願いしたいです。</p>	住民協働課	<p>道路管理者の厚木土木事務所に確認したところ、要望にあったハイテク団地入口から高峰小までの歩道幅員が狭い箇所につきましては、ガードポールを設置することで、歩道幅員がより狭くなり、車椅子の通行ができなくなることや、歩道内でのすれ違いが困難となり、車道にはみ出して通行してしまうことが懸念されることから、設置困難とのことでしたが、歩行者保護のための安全対策につきましては、「通学路安全対策協議会」などを通じて引き続き県と協議してまいります。</p>
15	<p><b>災害時給水所の停電対策について</b></p> <p>大規模災害時などで水道が停止した場合、井戸のある方宅が災害時給水所として設けられています。しかし、動力ポンプを使用していることから、停電時の対応はどのような対策がとられていますか。</p>	危機管理室	<p>災害時給水所として運用する場合は、状況に応じて、発電機等を災害対策本部で設置しますので要請してください。</p>
16	<p><b>作業場の設置管理について</b></p> <p>三増区内には、違法性（違法性が高い）ヤードのような作業場が多くみられます。</p> <p>また、構造物は畑に建てられているケースも少なくなく、そのような所で働いている方の多くは外国籍の方で、言葉もあまり通じません。</p> <p>県の管轄かも知れませんが、建てられている所は町内です。指導・改善を強化していただきたい。</p>	都市施設課	<p>三増区内は市街化調整区域であり、原則、建築物を建築できない区域ではありますが、建築物の建築を伴わない資材置場や駐車場などの土地利用は可能となっています。</p> <p>違法性が高いヤードのような作業場は、県へ通報し、指導・改善していただくよう要請しているほか、引き続き関係機関と連携して対応してまいります。</p> <p>なお、資材置場や駐車場などの土地利用にあたっては、農地の場合、農地法に基づく許可が必要であるため、町農業委員会とも連携して対応してまいります。</p>